

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 県立自然公園の公園事業を廃止した件 三七〇
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 三七〇
- 保安林の指定を解除する件 三七〇
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 三七〇
- 一般競争入札を行う件 三七二

告 示

福島県告示第四百六十九号

福島県立自然公園条例（昭和三十三年福島県条例第二十三号）第九条第三項において準用する同条第一項の規定により、次に掲げる県立自然公園の公園事業を次のとおり廃止した。

廃止した公園事業の位置を表示した図面は、福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県相双地方振興局県民環境部県民生活課において縦覧に供する。
平成二十六年八月五日

県立自然公園名	廃止した公園事業	位置
松川浦県立自然公園	中洲園地	相馬市大字岩ノ子地内（中州） （自然保護課）

福島県告示第四百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十六年八

月五日から同年十二月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年八月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
新福島駅ビル 福島県福島市栄町一番一号
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）別紙書面のとおり
（変更後）別紙書面のとおり
変更した年月日
- 三 別紙書面のとおり
- 四 届出年月日
平成二十六年七月二十二日
- 五 届出をした者
仙台ターミナルビル株式会社
（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第四百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十六年八月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除に係る保安林の所在場所
相馬市岩子字昼小屋六二から六六まで
保安林として指定された目的
潮害の防備
- 二 解除の理由
指定理由の消滅
- 三 解除に係る保安林の所在場所
相馬市岩子字昼小屋六二から六六まで
保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

（森林保全課）

福島県告示第四百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十六年八月五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 施行者の名称 須賀川市
二 都市計画事業の種類及び名称 公園 県中都市計画公園事業 三・三・二〇三号 山寺池

三 事業認可の年月日 平成二十二年五月二十八日

四 事業施行期間 平成二十二年五月二十八日から平成二十七年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 平成二十二年五月二十八日福島県告示第三百七十五号の事業地に西川字池ノ上の一部（次の図のとおり。）を加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を須賀川市建設部都市整備課に備え置いて縦覧に供する。）

（まちづくり推進課）

公 告

公告第234号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成26年8月5日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 高規格救急自動車 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成27年3月25日（水）
- (4) 納入場所 福島県消防学校

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成26年8月27日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成26年8月18日(月)午後2時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成26年9月18日(木)午前10時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成26年9月17日(水)午後5時までまでに必着のこと。)

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : High-standard ambulance
1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 10:30 a.m., 18 September 2014
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 17 September 2014
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau,
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima
960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)